

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大豊町長 大石 雅夫

市町村名 (市町村コード)	大豊町 (39344)
地域名 (地域内農業集落名)	立川・川口地区 (三谷、中央、刈谷、中和、仁尾ケ内、川口、一ノ瀬、谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主に水稻、柚子、山椒、ゼンマイ、蕎麦、茶、シイタケ、パプリカ、スナップエンドウ、シキミを生産している地区である。
 農業者の減少や高齢化により、農作業を行う者が減っている。自家用栽培の継続も困難になってきている。
 中山間地域等直接支払交付金も活用しているが、集落協定への参加者、役員のなり手が少なくなり、協定の維持も厳しくなっている。
 斜面も急であり、農地に機械が入れないところもある。鳥獣被害も深刻である。
 また、農産物の出荷所とも距離があるため、出荷するだけで費用がかさむ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

古くから作られている蕎麦や、伝統的な保存食といった食文化の継承を行う。
 また、山深い地区なので、山を活かして、山菜や果樹の生産を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
必要に応じて集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
傾斜が急なので、作業道を設置する必要がある。「農地耕作条件改善事業」等、中山間地域に合った補助事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農作業を行う者がいないため、外国人等、多様な担い手の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
株式会社大豊ゆとりファームをはじめ、農作業受託を行っている組織を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①立川地区全域にサルのカメラを設置し、罟の設置等の確な対策ができるようにする。また、狩猟免許保持者を増やす。
農地に鳥獣が来ないように、杉を伐採し雑木林にして、動物が暮らせるエリアを作る。
- ②柚子等の有機栽培を売りに、輸出に注力する。
- ④高収益作物の栽培を行う。
- ⑤もも、リンゴ等の果樹の作付けを行う。栗の改植を行う。
- ⑩出荷場が近くにないため、直売所や良心市を設置する。また、誰でも出荷しやすいよう、集荷する体制を整える。
移住者を受け入れられるよう、生活インフラの整備を進める。
山の管理を行うとともに、山の知恵を活かして、関係人口の創出、知恵や技術の伝承を行う。